

燕市告示第 134 号

燕市 IS09001等認証取得支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

燕市長 鈴木 力

燕市 IS09001等認証取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内中小企業における国際競争力と品質管理体制の強化を目的として、国際標準化機構(以下「ISO」という。)その他の国際規格等に適合する旨の認証を新規で取得する経費に対し、予算の範囲内において燕市 IS09001 等認証取得支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成 18 年燕市規則第 48 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定める者で、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

(2) 認定機関 審査登録機関を審査認定するために置かれた機関をいう。

(3) 審査登録機関 審査登録を希望する事業所が構築しているシステムが ISO シリーズ等の規定要求事項に適合しているかを審査する機関であつ

て、認定機関から認定されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の要件のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内で1年以上事業を営んでいること。
- (2) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。
- (4) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (5) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (6) 市税等の滞納がない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が新たに認証を取得する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) IS09001
- (2) IS013485
- (3) IATF16949
- (4) JISQ9100

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) コンサルタント指導に要する経費
- (2) 審査登録機関へ支払う経費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市 IS09001 等認証取得支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助対象認証の取得後 90 日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の認証を取得したことが分かる書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- (3) 市税の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、燕市 IS09001 等認証取得支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)又は燕市 IS09001 等認証取得支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際し、申請内容の適否を確認するため、必要に応じて当該申請者について調査を実施することができる。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の支払を受けようとするときは、同条に規定する通知を受けた後、速やかに燕市 IS09001 等認証取得支援補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、内容を審査し、適正であることを確認したときは、補助事業者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の交付決定の取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。

(他の補助制度との重複)

第 13 条 補助事業者は、当該事業について国又は地方公共団体等の補助金等の交付を重複して受けることはできないものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。